

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。 1 及び 2 （省略） 3 専門委員の委嘱等 (1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者（申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）に、専門委員候補（税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）に係る特別な利害関係に関する意見がある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとする。<u>なお、ここでの「特別な利害関係」とは、例えば、民事訴訟法第 23 条第 1 項各号又は同法第 24 条第 1 項について、「裁判官」を「専門委員候補」、「事件」を「申立て」又は「当事者における争い」と読み替えて該当する場合をいう。</u> イ 申立人 (イ) 輸入差止申立て時に利害関係者が判明している場合 専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとする。 (ロ) 輸入差止申立て時に判明していない利害関係者から意見が提出された場合 専門委員候補と申立人との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとし、当該輸入差止申立てについて利害関係者意見の提出があった場合には、専門委員候補と当該利害関係者との特別な利害関係について、遅滞なく提出するよう求めるものとする。 ロ 利害関係者	第 1 章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。 1 及び 2 （同左） 3 専門委員の委嘱等 (1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者（申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てについて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。）に、専門委員候補（税関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。）に係る特別な利害関係に関する意見がある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるものとする。 イ 申立人 (イ) 輸入差止申立て時に利害関係者が判明している場合 専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとする。 (ロ) 輸入差止申立て時に判明していない利害関係者から意見が提出された場合 専門委員候補と申立人との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとし、当該輸入差止申立てについて利害関係者意見の提出があった場合には、専門委員候補と当該利害関係者との特別な利害関係について、遅滞なく提出するよう求めるものとする。 ロ 利害関係者

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てに係る意見提出期限までに提出するよう求めるものとする。 (2)～(5) (省略) 4 専門委員への意見照会 (1) (省略) (2) 専門委員への資料の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料（当該事案に関し参考とならないと認められる資料を除く。）に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。<u>なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、送付にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</u> (3) (省略) (4) 専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものと<u>し、このとき、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</u> イ 不明確な箇所や矛盾点の解消 ロ 争点の明確化 ハ 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充 ニ 抗弁事由の確認	専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てに係る意見提出期限までに提出するよう求めるものとする。 (2)～(5) (同左) 4 専門委員への意見照会 (1) (同左) (2) 専門委員への資料の送付 申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料（当該事案に関し参考とならないと認められる資料を除く。）に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする (3) (同左) (4) 専門委員による追加資料等の求め 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことが必要である場合には、その旨を総括知的財産調査官に申し入れることができるものとする。総括知的財産調査官は、当該申し入れに基づき、当事者に対し書面による釈明又は追加資料の提出を求めるものと<u>する。</u> イ 不明確な箇所や矛盾点の解消 ロ 争点の明確化 ハ 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充 ニ 抗弁事由の確認

新旧対照表
【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ホ 技術的内容についての確認	
5 (省略)	5 (同左)
6 陳述要領書等の提出 (1) 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日までに、陳述要領書その他の資料を提出することができるものとする。 <u>このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</u> (注) この場合において、既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張又は資料が提出されたときは、相手方当事者は、当該主張又は資料に対する反論を意見聴取の場においてできるものとする。 なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述することができるものとする。	6 陳述要領書等の提出 (1) 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日までに、陳述要領書その他の資料を提出することができるものとする。 (注) この場合において、既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張又は資料が提出されたときは、相手方当事者は、当該主張又は資料に対する反論を意見聴取の場においてできるものとする。 なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述することができるものとする。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) <u>当事者は、意見及びその証拠として扱わない技術的内容の理解の助けとなる参考として、意見聴取の場で物品の提示又はその実演をすることを、原則として、意見聴取の場の開催の日の 7 日（行政機関の休日を含まない。）前の日までに申し出ることができる。</u>	
7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 (1)～(9) (省略)	7 意見聴取の場 総括知的財産調査官は、 <u>概ね 2 時間を目途に</u> 、以下の手順により意見聴取の場を進行するものとする。 (1)～(9) (同左)
8 当事者からの補足意見 (1)及び(2) (省略) (3) 補足意見の開示	8 当事者からの補足意見 (1)及び(2) (同左) (3) 補足意見の開示

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。<u>このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</u> 9 及び 10 （省略） 11 専門委員意見書に対する当事者意見 (1) （省略） (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。<u>このとき、申立先税関の本関知的財産調査官は、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、当事者に対して、提出資料の副本の提出を求めることができるものとする。</u> 12～14 （省略）	申立先税関の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。 9 及び 10 （同左） 11 専門委員意見書に対する当事者意見 (1) （同左） (2) 申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。 12～14 （同左）